

児童扶養手当申請必要書類案内

案内日 年 月 日

問合せ先 区役所 児童家庭課

電話番号

案内した職員

全ての請求者に必要となるもの

案内	必要書類	備考
☐	① 請求者と対象児童の戸籍謄本（全部事項証明書） 区民課もしくは本籍地所在地の自治体	*申請日から1ヶ月以内に取得した最新のものに限り ます *事由が離婚の場合は、離婚年月日が記載されたものも必要 です *戸籍の記載内容に応じて追加で除籍謄本等の提出が必要に なる場合があります *外国籍の方は戸籍に代わる書類が必要です (外国語で記載されている場合は日本語訳が必要です) *届出から間も無いため戸籍への必須事項の記載に時間がか かる場合は、離婚届の受理証明等でも申請可能ですが、後 日戸籍謄本の提出が必要です 離婚届の受理証明書等が月末までに提出できない場合はご 相談ください
☐	② 請求者の年金手帳	*お持ちでない場合は「年金番号」と「資格取得年月日」を 予め確認いただき、以下の欄に御記入ください 年金番号 取得年月日 年 月 日
☐	③ 振込を希望する請求者名義の 銀行口座の預金通帳	*普通預金に限る *通帳が無い（ネットバンキング等）場合はキャッシュカー ドでも可能 *公金受取口座を利用する場合は不要
☐	④ 請求者と対象児童の健康保険の 記号・番号、保険者名のわかる書類	*マイナンバーカード、資格確認書、資格情報のお知らせ、 有効な健康保険証等が該当します *生活保護受給者の場合は不要です *ひとり親医療等医療費助成制度の申請に使用します
☐	⑤ 請求者と対象児童 および 扶養義務者のマイナンバーを 確認できる書類	*通知カード、マイナンバーカード（個人番号カード）、個 人番号が記載された住民票 *マイナンバーを提示することにより、課税証明書や住民 票などの提出が不要となる場合があります。（裏面の案 内書類の中で先頭に㊦が付いている書類が提出不要と なるものです。）
☐	⑥ 請求者の身元確認書類	<1点でよいもの> マイナンバーカード（個人番号カード）、運転免許証、在留 カード、特別永住者証明書、身体障害者手帳、精神障害者保 健福祉手帳、療育手帳、旅券等 <2点必要なもの> 戸籍謄本（①と同じもので可）、資格確認書（④と同じもの で可）年金手帳（②と同じもので可）、生活保護費被保護証 明書
☐	⑦ この書類（児童扶養手当申請必要書類案内）	*確認のため使用します

裏面に続きます

状況に応じて個別に必要となるもの（「案内」欄にチェックがあるものがが必要です）

案内	必 要 書 類	備 考	
☐	対象児童の父母が婚姻を解消した、もしくは未婚で対象児童が認知されている場合		
	養育費に関する申告書 請求者自身で記入	* 離婚前の金銭的援助は養育費に含めません	☐
☐	令和7年1月1日時点で 請求者 もしくは 扶養義務者 および 配偶者 の住民票が川崎市内にない場合		
	請求者 もしくは 扶養義務者 および 配偶者 の ㊦ 令和7年度市民税(非)課税証明書 令和7年1月1日時点での住民票所在地自治体	* 所得が未申告の場合、必ず所得申告を行った上で 証明書を取得してください。 * 令和7年12月末日まではひとり親医療の申請 のため、令和6年度の証明も必要となります。	☐
☐	請求者 および 対象児童 が公的年金給付等を受給している、もしくは障害基礎年金の加算の対象となっている場合		
	公的年金給付等の受給を証明する書類 年金物価スライドによる額改定同意書	* 直近の年金額改定通知書など	☐
☐	事実婚状態が解消となった場合（諸事情により離婚後3か月以上同居していた場合）		
	事実婚解消の申立書 申請手続きの際に作成します 事実婚の解消に関する調書 申請手続きの際に作成します		☐
☐	対象児童 が未婚の母子の子である場合		
	未婚の母子の調書 申請手続きの際に作成します		☐
☐	対象児童 と 請求者 が別居している場合		
	別居監護申立書 申請手続きの際に作成します ㊦ 対象児童 を含む世帯全員の住民票 対象児童の居住する自治体	* 在学中の場合は在学証明書等が必要な場合があります * 住民票は続柄、本籍の省略がない、申請日から1 ヶ月以内に取得したもの（住民票が川崎市内にあ る場合は不要です。）	☐
☐	請求者 が 対象児童 の父又は母以外の場合		
	養育申立書 申請手続きの際に作成します 対象児童の父又は母の戸籍謄本（全部事項証明書）	* 戸籍謄本は対象児童が児童扶養手当の受給資格を 満たしていることを確認できるものが必要	☐
☐	住民票の住所地と現実の住所地が異なる場合		
	住所要件に関する申立書 申請手続きの際に作成します ㊦ 請求者 と 対象児童 が含まれる世帯全員の住民票 住民票所在自治体	* 住民票は続柄、本籍の省略がない、申請日から1 ヶ月以内に取得したもの（住民票が川崎市内にあ る場合は不要です。）	☐
☐	請求者 と 扶養義務者 が別生計である場合		
	扶養義務者と別生計であることの申立書 請求者自身で記入 ・ 調書 家屋構造見取図 請求者 世帯及び 扶養義務者 世帯のそれぞれの公共料金領収書	* 公共料金領収書は申請月を含む2か月以上2種類 以上のもの（領収書が揃う前に申請可）	☐
☐	対象児童 が父又は母から1年以上遺棄されている場合		
	遺棄申立書 請求者自身で記入 遺棄調書 申請手続きの際に作成します		☐
☐	対象児童 の父又は母が1年以上拘禁されている場合		
	拘禁証明書 刑務所、拘置所、警察署、その他の官公署等	* 証明日時時点で1年以上拘禁されているもの	☐
☐	対象児童 の父又は母が政令の定める程度の障害の状態にある場合		
	児童扶養手当認定診断書 および 父又は母の就労等に関する調書 ・ 障害基礎年金受給の裁定通知書の写し もしくは身体障害者手帳の写し	* 診断書の省略は障害基礎年金1級の場合もしくは 一部身体障害者手帳1級又は2級の場合	☐
☐	対象児童 の父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けている場合		
	保護命令決定書の謄本及び確定証明書 もしくは 手当請求用確定証明書 裁判所		☐
☐	生活状況の確認が必要な場合（必要な方は職員から御案内します。）		
	母子・父子で生活していることの申立書 申請手続きの際に作成します		☐
☐	その他必要書類（ ）		